

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ツ)第21号
決定日 令和7年12月22日
裁判所 最高裁判所 第三小法廷
裁判長裁判官 林 道 晴
裁判官 渡 辺 惠 理 子
裁判官 石 兼 公 博
裁判官 平 木 正 洋
裁判官 沖 野 眞 巳
当事者等 上告人 池上 治男

同訴訟代理人弁護士 中村 憲昭 ほか

被上告人 北海道

同代表者 北海道公安委員会

同委員会代表者委員長 吉本 淳一

同指定代理人 林 幸宏 ほか

原判決の表示 札幌高等裁判所令和4年(行コ)第1号(令和6年10月18日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和7年12月22日

最高裁判所 第三小法廷

裁判所書記官 出村 陽久

これは正本である。

令和7年12月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 出村陽久